

令和2年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等		(法務省2-(6))
施策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (薬物事犯者に関する研究)	
担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課	
施策の概要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。	
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))	
政策評価実施予定時期	令和3年8月	
評価方式	事業評価方式	

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

平成27年版犯罪白書によると、覚せい剤取締法違反による検挙人員は、平成13年以降おおむね減少傾向にあるものの、毎年1万人を超える状況が続いており、入所受刑者全体に占める割合も依然として高い水準にある。また、近年では、若年層を中心にいわゆる危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員が増加しており、危険ドラッグの影響下における各種犯罪が社会的な注目を集めている。さらに、薬物事犯者の再犯率が他の犯罪類型の者と比べて高いことが繰り返し指摘されており、平成27年版犯罪白書によると、出所受刑者の5年以内累積再入率^{*1}は、覚せい剤取締法違反で最も高く、出所者の約半数の者が出所年を含む5年以内に刑事施設に再入所している現状にある。

こうした中、「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」(平成25年法律第50号)が施行され、今後、薬物事犯者の様々な特性を踏まえた処遇の一層の充実が必要な状況にある。「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)^{*2}においても、薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援の強化が求められており、特に、女性受刑者に特有の問題性に着目した効果的な指導・支援方策という観点からの要請もなされている。

以上のような状況の下、薬物犯罪に関連する法務総合研究所研究部の先行研究を見ても、「薬物犯罪の現状と対策」と題して特集を組んだ平成7年版犯罪白書では、薬物乱用問題の国際的動向、我が国における薬物犯罪の動向、薬物事犯者の特質、諸外国における薬物犯罪とその取締の現状を幅広く紹介しているが、その後、約20年が経過している。また、「再犯防止施策の充実」と題して特集を組んだ平成21年版犯罪白書では、覚せい剤事犯受刑者を対象とした調査を実施し、その再犯の実態と再犯要因等を取り上げているが、窃盗事犯者との同時調査であったこともあり、薬物事犯者の特性に関する調査項目は限られており、薬物依存者への処遇の在り方を検討するために有用な精神医学や心理学等の観点からは十分に調査されていない。

以上を踏まえて、本研究では、薬物事犯者に対する有効な方策を講じる上での資料を提供するため、主として次の二つの観点から研究を行うこととする。第一に、我が国の薬物犯罪に係る動向を見るとともに、近時の薬物事犯者に対する諸外国の各種施策・取組の進展を概観し、我が国における今後の施策を検討するための基礎資料を提供する。第二に、薬物事犯者の諸特性について、刑事政策的な観点に加えて、精神医学・心理学等の観点も含めて多角的に把握し、対象者の特性等に応じた指導及び支援に資する基礎資料の提供を目指すこととする。

(2) 目的・目標

本研究の目的は「我が国の薬物犯罪に係る動向を見ること及び薬物事犯者に対する

諸外国の各種施策・取組の進展を概観することに加え、薬物事犯者の特性等を多角的に検討し、もって、薬物事犯者に対する有効な施策を検討するための基礎資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成29年度から平成30年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 我が国における薬物犯罪の動向

警察、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階での統計資料に基づき、薬物犯罪の発生状況や薬物事犯者の処遇状況等について分析する。統計資料が入手できる範囲において可能な限り幅広い規制薬物に関する動向調査を行うほか、薬物の自己使用者等に対する刑の一部の執行猶予制度の運用状況についても概観する。

(イ) 諸外国における薬物事犯者に対する各種施策等に関する調査

諸外国における薬物事犯者に対する各種施策等について最新の知見を幅広く収集し、整理して提示する。

(ウ) 薬物事犯者に係る実態調査

刑事施設に在所している薬物事犯受刑者を対象とし、質問紙調査を実施し、危険ドラッグを含む使用薬物の範囲、薬物依存の程度（処方薬依存を含む。）、薬物の影響下における違法行為の有無、抑うつ・食行動異常等の併存する精神症状、自傷行為を含む故意に自己を損する行為、断薬と再使用の契機、児童期の被虐待体験等について調査し、性差等の観点から分析を行う。

(エ) 実地調査

再犯防止総合対策に係る国の機関をはじめ、民間の医療機関等において実施されている各種取組に関する実地調査（海外での調査を含む。）を行う。

ウ 共同研究者

精神医学等の分野における学識経験者を共同研究者とする。

エ 成果物の取りまとめ

上記を総合して、薬物犯罪及び薬物事犯者の実態を明らかにし、これらの者に対する再犯防止対策の課題と今後の在り方を取りまとめて、法務総合研究所研究部報告として発刊する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成28年4月20日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準（別紙1）第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った（各評価項目の評点は別紙2のとおりである。）。

(1) 必要性

本研究の対象者である薬物事犯者については、法務省の重要施策である「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）においても、薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援の強化が重点施策として明示されているなど法務省の施策と密接に関連しており、実施の必要性が極めて高い。また、精神医療の領域においては、薬物事犯者に関する先行研究はあるものの、検察・矯正・更生保護にまたがる広範囲な動向調査や、受刑者を対象とした大規模な質問紙調査に関して法務総合研究所以外の研究機関等で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究である。さらに、刑の一部の執行猶予制度の運用が開始されるなど薬物事犯者への処遇の充実強化が焦眉の課題であるほか、近年では、危険ドラッグの影響下における各種犯罪が社会的な注目を集めるなど使用薬物の多様化も認められ、こうした情勢において、薬物事犯者の実態を早急に明らかにし、基礎資料として提供する価値は高く、早期に研究を実施する必要性が極めて高いテ

ーマである。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は30点中30点である。

(2) 効率性

本研究の実態調査では、主たる罪名が覚せい剤取締法違反に該当する全国の受刑者を調査対象とし、女子受刑者についても詳細な検討が可能になるよう相応数を確保する予定である。また、危険ドラッグ等を含めた多剤乱用の実態も把握できるような調査項目を設定する予定である。このような対象者及び調査項目の設定により、性別、年齢層、犯罪性の進捗等の対象者の特性に応じた調査分析が可能となるほか、そうした特性と使用薬物の範囲等も詳細に検討できることから、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。また、検察・矯正・更生保護での実務経験を有する研究官・研究官補に加えて、共同研究者として学識経験者の知見を積極的に活用し、研究設計の段階から、用いる統計手法に適した調査項目を設定し、多様な観点から分析を加える予定であることから、研究の実施体制・手法も適切なものとなる見込みである。さらに、本研究に用いるデータの入手方法は、公刊されている外国語資料のほか、法務省機関としての利点を生かしたものである。その分析方法も、主として、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、研究手法は、費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は30点中27点である。

(3) 有効性

本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」^{*3}及び「世界一安全な日本」創造戦略^{*4}に沿ったものである。また、諸外国における薬物事犯者に対する各種施策・取組を広く紹介している研究や、薬物事犯者の特性について、刑事政策的な観点のほか、精神医学・心理学等の観点から多角的に検討した研究は少ないため、同対策を所管する部局による法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に、大いに利用される見込みである。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する1項目の評点は10点中10点である。

(4) 総合的評価

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、研究評価検討委員会における評点の合計点は、70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」と認められる。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の令和3年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者7名、法務省の他部局4名計11名により構成）において、評価基準第4の2に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）

第3 再犯防止のための重点施策

1－（3）女性特有の問題に着目した指導及び支援

1－（4）薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援

○「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月薬物乱用対策推進会議）

目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

○「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）

Ⅲ 戦略の内容

3－（1）－⑤ 薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化

3－（3）－④ 刑の一部の執行猶予制度の施行に向けた対応

6. 備考

○平成21年版犯罪白書「再犯防止施策の充実」

○平成7年版犯罪白書「薬物犯罪の現状と対策」

○昭和57年版犯罪白書「薬物犯罪の動向と対策」

○研究部報告34「薬物乱用の動向と効果的な薬物乱用者の処遇に関する研究－オーストラリア、カナダ、連合王国、アメリカ合衆国－」

○研究部報告27「アジア地域における薬物乱用の動向と効果的な薬物乱用者処遇対策に関する調査研究」

*1 5年以内累積再入率

出所年を含む5年以内に受刑のため刑事施設に再入所した者の率をいう。

*2 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）

第3－1－（3）女性特有の問題に着目した指導及び支援

近年における女性受刑者の増加に対し、薬物事犯者の占める割合の高さや高齢者における窃盗の占める割合の高さ等、女性に特徴的な傾向を分析し、更に効果的な指導・支援方策を検討する。また、過去の被虐待体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている者に対し、社会生活への適応のための支援方策を検討する。

第3－1－（4）薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援

薬物依存の問題を抱える者に対しては、個々の再犯リスクを適切に把握した上で、そのリスクに応じた専門的指導プログラムや薬物依存症の治療のための医療と、帰住先・就労先の確保のための支援とを一体として実施するとともに、保護観察所、医療・保健・福祉機関、民間支援団体等との連携によって、刑務所等収容中から出所等後まで一貫した支援が行える態勢を強化する。

特に、覚せい剤事犯者にとって再使用の危険性が最も高いとされる刑務所等からの出所等後間もない時期については、密度の高い指導及び支援を実施した上、引き続き医療機関、薬物依存症に係る自助団体等と緊密に連携しつつ薬物依存に対する継続的・長期的な指導・支援の充実を図る。

また、その家族等に対し、薬物依存者への対応等に関する理解を深めさせ、適切な対応力を付与するとともに、当該家族等を疲弊、孤立させないための取組を実施する。

*3 「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月薬物乱用対策推進会議）

目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

薬物を乱用してしまった場合には、早期発見・早期対応が重要となり、薬物乱用者の状態及び状況に応じた対応が必要である。その際、薬物乱用者の再乱用防止には、薬物依存症の治療と社会復帰支援は不可分であること等を踏まえる必要がある。薬物依存症については未だ治療法が確立されていないため、各種開発研究を進めながら、その成果を関係領域に還元しつつ、現状で動員可能な対応法・社会資源の有効活用を追求して行く必要がある。

また、薬物依存症に対する治療を含めた対応・社会復帰には、関係各省庁間での連携のみならず、民間団体等との連携、薬物問題に悩む家族への支援も必要である。

*4 「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）

Ⅲ－3－（1）－⑤ 薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化

刑事施設等における薬物依存の問題を抱える者に対する処遇プログラムの実施、指導職員育成及び効果検証の結果を踏まえた、実施体制の見直しを行う。また、刑の一部の執行猶予制度の施行を見据

え，地方更生保護委員会及び保護観察所が，個々の対象者の再犯リスクを適切に把握した上で，専門的な処遇プログラムによる指導，薬物依存症の治療を受けるための調整，帰住先や就労先の確保に向けた支援，薬物事犯者の家族等に対する相談支援等を，医療・保健・福祉機関，民間支援団体等との更なる連携策を検討しつつ実施する。

Ⅲ－３－（３）－④ 刑の一部の執行猶予制度の施行に向けた対応

犯罪者に対する処遇を充実させてその再犯の防止を図る観点から，施設内処遇と社会内処遇の有機的な連携を実現するため，懲役刑又は禁錮刑の一部について執行を猶予し保護観察に付することも可能とする刑の一部の執行猶予制度の施行に向けた準備及び施行後における適正な運用を行う。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとって分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事前評価結果表

【薬物事犯者に関する研究】

評価項目	評価	評点	参考	
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	薬物事犯者の再犯率が他の犯罪類型の者と比べて高いことが繰り返し指摘されており、「再犯防止に向けた総合対策」においては、薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援の強化が重点施策として明示されている。また、本年6月には、薬物事犯者等に対する刑の一部の執行猶予制度が運用開始となる見込みである。このように、本研究は、法務省の重要な施策と密接に関連しており、実施する必要性が極めて高い。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	精神医療の領域において薬物事犯者に関する先行研究はあるものの、検察・矯正・更生保護にまたがる広範囲な動向調査や、受刑者を対象とした大規模な質問紙調査に関して法務総合研究所以外の研究機関等で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究である。
	3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A	10点	刑の一部の執行猶予制度の運用が開始されるなど薬物事犯者への処遇の充実強化が焦眉の課題であるほか、近年では、危険ドラッグの影響下における各種犯罪が社会的な注目を集めるなど使用薬物の多様化も認められる。こうした情勢において、薬物事犯者の実態を早急に明らかにし、基礎資料として提供する価値は高く、早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
効率性	4 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	実態調査では、主たる罪名が覚せい剤取締法違反に該当する全国の受刑者を調査対象とし、女子受刑者についても詳細な検討が可能になるよう相応数を確保する予定である。また、危険ドラッグ等を含めた多剤乱用の実態も把握できるよう調査項目を設定する予定である。このような対象者及び調査項目の設定により、性別、年齢層、犯罪性の進捗等の対象者の特性に応じた調査分析が可能となるほか、そうした特性と使用薬物の範囲等も詳細に検討できることから、調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
	5 研究の実施体制・手法が適切であるか。	B	7点	具体的な調査手法や調査項目等については今後さらに検討の余地があるものの、検察・矯正・更生保護の実務経験を有する研究官・研究官補に加えて、共同研究者として学識経験者の知見を積極的に活用する予定であり、また、研究設計の段階から、用いる統計手法に適した調査項目を設定し、多様な観点から分析を加える予定であることから、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。
	6 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	本研究に用いるデータの入手方法は、公刊されている外国語資料のほか、法務省機関としての利点を生かしたものである。その分析方法も、主として、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、研究手法は、費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。
有効性	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されるか。	A	10点	本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び「世界一安全な日本」創造戦略に沿ったものである上、諸外国における薬物事犯者に対する各種施策・取組を広く紹介している研究や薬物事犯者の特性について、刑事政策的な観点のほか、精神医学・心理学等の観点から多角的に検討した研究は少ないため、同対策を所管する部局による法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に、大いに利用される見込みである。

評点合計： 67点 / 70点

令和2年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等		(法務省2-(7))
施策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (第5回犯罪被害実態(暗数)調査)	
担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課	
施策の概要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定, 国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。	
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 (I-3-(1))	
政策評価実施予定時期	令和3年8月	
評価方式	事業評価方式	

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

効果的な刑事政策を考える場合, その前提として, 犯罪情勢を正確に把握することが不可欠である。そのための方法としては, ①警察等の公的機関に認知された犯罪件数を集計する方法(受理統計)と, ②受理統計によっては把握できない「暗数」, すなわち, 認知件数と実際に発生している事件数との間の差を, 一般国民を対象としたアンケートによって調査する方法(暗数調査)がある。

認知件数と暗数は, 犯罪情勢を知る上で表裏一体のものであり, お互いを相補う形で活用することによって, 効果的な被害者施策, 特定の犯罪類型の被害実態把握に基づく効果的な犯罪予防対策などを考えることができる。

従前, 法務総合研究所では, 国連が1989年以降, 世界規模で定期的実施していた暗数調査である国際犯罪被害実態調査(International Crime Victimization Survey, ICVS)の第4回(2000年)に参加する形で, 第1回調査(2000年(平成12年))を実施し, その結果を犯罪白書(平成12年版)^{*1}及び研究部報告(10, 18)^{*2}で公表し, その後も, 4年に1回のサイクルで第2回調査(2004年(平成16年)), 第3回調査(2008年(平成20年)), 第4回調査(2012年(平成24年))を実施して, 従前同様, 犯罪白書(平成16年版, 20年版, 24年版)^{*3}及び研究部報告(29, 41, 49)^{*4}で公表してきた。また, 第5回ICVS(2004年)に参加した30の国・地域間の国際比較については, 先進国14か国を中心とした詳細な分析を研究部報告(39)^{*5}で公表した。

暗数調査は, 定期的実施して初めて認知件数及び暗数相互の経年比較が可能となるため, 一定の周期で継続的に行うことが重要であり, 既に第4回調査から5年が経過していることから, できるだけ早期に実施する必要がある。

なお, 暗数調査は, どのような犯罪が, 実際どのくらい発生しているかという実態を調べるもので, 一般国民から無作為抽出した調査対象者に対する調査結果に基づき, 犯罪被害率を統計的に推定する。暗数調査は, サンプル調査の結果から全体を推計するため, 統計的なサンプル誤差をできるだけ小さくする必要性から, サンプル数はある程度多いことが望ましいとされている。

参考として, 暗数調査の先進国である米国では, ICVSが開始される以前の1972年に全国犯罪被害実態調査(National Crime Victimization Survey, NCVS)が開始され, 以後毎年実施されている(2014年調査では, サンプル数約90,000世帯, 約160,000人)。また, 英国では1982年に, 英国犯罪被害実態調査(British Crime Survey, BCS)が開始され, おおむね隔年実施であったが, 2001年以降は毎年実施され, その後, 名称はイングランド及びウェールズ犯罪被害実態調査(Crime Survey for England and Wales, CS EW)に変更され, サンプル数も約50,000世帯と当初(11,000人)よりも大幅に増えている。

これらの国々では、全国規模で、地域別に多くのサンプルを抽出する調査を行っているので、下記(2)の目標に加えて、犯罪被害に遭遇する危険性に関する情報を提供すること(地域別、罪種別、犯行の手口別、被害者の属性別の犯罪被害情報の提供)なども、目的の一つに掲げられている。

(2) 目的・目標

本研究の目的は、国際犯罪被害実態調査による国際標準の調査項目を使用した調査を実施し、これまでの犯罪被害実態(暗数)調査結果との経年比較等を行うことなどにより、我が国の犯罪被害の実態を明らかにし、有効で適切な犯罪被害防止施策等の施策の在り方を検討するための基礎資料を省内、警察等の関係省庁及び大学等の研究機関に提供することであり、具体的には、下記の事項を予定している。

- ①警察に届けられなかった犯罪の種類及び件数等を推定すること(受理統計と実態との違いを把握する)。
- ②犯罪被害者と被害の実態に関する詳細な情報を入手すること。
- ③犯罪動向に関する経年比較データ(定点観測データ)を収集すること。
- ④治安等に関する国民の意識を明らかにすること。
- ⑤犯罪被害実態に関する情報を関係機関・市民等に提供すること。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成30年度の1か年

イ 研究内容

(ア) 調査対象者

全国から16歳以上の者を層化二段無作為抽出法^{*6}(第3回調査同様に男女同数で合計6,000人を抽出する予定)により抽出する。

(イ) 調査項目

第4回調査で用いた国際標準の調査項目(「犯罪被害の有無及び実情」,「犯罪被害の申告及び警察に対する認識」,「犯罪・防犯に関する認識及び態度」等に関するもの)を使用する。また、我が国に特有の必要性のある事項については、上記国際標準の調査項目とは別に、調査事項とする。

ウ 調査方法

調査に係る費用の予算措置が適切になされることを前提に、上記調査項目を記載した質問票を用い、調査員が対象者から個別に聴取して調査を行う。なお、調査の実施及び基礎集計データベースの作成は、民間業者に委託して行う。

エ 分析方法

犯罪被害実態については、過去の調査項目と比較しながら、世帯犯罪被害(乗り物関係の被害、不法目的侵入等)及び個人犯罪被害(強盗、性的事件等)の被害態様、年齢、就業状況、都市規模等の視点から分析する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成29年4月19日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準(別紙1)第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った(各評価項目の評点は別紙2のとおりである。)

(1) 必要性

今回で5回目となる犯罪被害実態調査を行い、これまでの結果も参照して経年比較を行うことは、実態に即した刑事に関する施策の検討のための重要な基礎資料としての意義がある。また、犯罪被害者等基本計画においては、これまで法務省における犯罪被害実態調査に関する必要性について言及しており、最新の「第3次犯罪被害者等基本計画」^{*7}(平成28年4月1日から平成32年度末)においても「法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査」(施策番号212)が盛り込まれている。以上

から、本研究は、法務省の施策と密接に関連する研究で、実施の必要性が極めて高いものである。さらに、本研究は、国連機関の指導の下で標準化された質問票を用いて行われる5回目の研究であり、これまでの研究との経年比較及び国際的な比較という点で、他の研究機関では代替する研究の実施は困難である。暗数調査は、定期的に実施して初めて認知件数及び暗数相互の経年比較が可能となるため、一定の周期で継続的に行うことが重要であり、既に第4回調査から5年が経過していることから、できるだけ早期に実施する必要がある。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は、30点中30点である。

(2) 効率性

調査対象者は、層化二段無作為抽出法により、約400か所の地点から全国の16歳以上の男女6,000人を抽出する予定であり、適切に代表性を確保した上、分析に十分な標本数が得られる見込みである。こうしたことから、研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切である。また、刑事司法分野の実務家である法務省法務総合研究所の研究官が策定した調査計画に基づき、調査実施を委託した民間調査専門会社が調査を実施し、得られた調査結果を、統計学的に妥当な手法を用いて、法務省法務総合研究所の研究官が分析するものであり、研究の実施体制・手法は適切である。さらに、全国にまたがる対象者からの聞き取り調査及びその集計は、研究官等が自ら行うことが困難であることから、一般競争入札の手続を経て費用の削減に努めた上で、専門の調査業者に委託して実施する。集計されたデータの分析は、研究官等が既存の設備、備品等を活用して行い、特別な支出を要しない手法を採用する。なお、これまでの4回の犯罪被害実態調査のうち第4回調査に限り、予算上の制約により、やむなく従来の訪問調査方式に代えて郵送調査方式をとったところ、同調査は費用面では安価であったものの、回収率が大きく下落した上、複数の設問において、「分からない」との回答が25%を超えたり、無回答が62.5%を記録するなどの回答の質的劣化が認められ、分析や経年比較に困難を来したことから、本研究では、従来から実施してきた訪問調査方式を採用した。犯罪被害実態調査を継続的に行う重要性に鑑みて、本研究で採用する研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中30点である。

(3) 有効性

犯罪被害の認知件数では把握されない犯罪の実態や被害申告率が低い犯罪の種類等の犯罪被害実態（暗数）調査の結果は、研究部報告や犯罪白書を通じて定期的に公表することにより、刑事政策の立案を担当する部局の担当者に立案の基礎資料として活用されたり、大学の研究者による刑事政策に係る研究等において利用されるなど、今後も多様な場面において、大いに利用されることが見込まれている。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目の評点は、10点中10点である。

(4) 総合的評価

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、研究評価検討委員会における評点の合計点は、70点中70点であることから、評価基準第3の3に基づき、「大いに効果があることが見込まれる」と認められる。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の令和3年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者7名、法務省の他部局4名計11名により構成）において、評価基準第4の2に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）

施策番号212 法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査

6. 備考

-
- *1 平成12年版犯罪白書 (<http://hakusyol.moj.go.jp/jp/41/nfm/mokuji.html>)
 - *2 研究部報告10 (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00045.html)
研究部報告18 (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00037.html)
 - *3 平成16年版犯罪白書 (<http://hakusyol.moj.go.jp/jp/48/nfm/mokuji.html>)
平成20年版犯罪白書 (<http://hakusyol.moj.go.jp/jp/55/nfm/mokuji.html>)
平成24年版犯罪白書 (<http://hakusyol.moj.go.jp/jp/59/nfm/mokuji.html>)
 - *4 研究部報告29 (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00022.html)
研究部報告41 (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00011.html)
研究部報告49 (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00066.html)
 - *5 研究部報告39 (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_houkoku39.html)
 - *6 行政単位（都道府県・市町村）と地域によって全国をいくつかのブロックに分類し（層化）、各層に調査地点を人口に応じて比例配分し、国勢調査における調査地域及び住民基本台帳を利用して（二段）、各地点ごとに一定のサンプル抽出を行うもの。
 - *7 「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）
V－第4－2－（3）法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査
法務省において、性犯罪被害者、子供、障害者、外国人等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、各種犯罪による被害の動向及び犯罪被害者に関する各種施策についての調査を行う。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適切でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとって分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事前評価結果表

【第5回犯罪被害実態(暗数)調査】

評価項目	評価	評点	参考	
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	今回で5回目となる犯罪被害実態調査を行い、これまでの結果も参照して経年比較を行うことは、実態に即した刑事に関する施策の検討のための重要な基礎資料としての意義がある。また、犯罪被害者等基本計画においては、これまで法務省における犯罪被害実態調査に関する必要性について言及しており、最新の第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日から平成32年度末)においても「法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査」(施策番号212)が盛り込まれている。以上から、本研究は、法務省の施策と密接に関連する研究で、実施の必要性が極めて高いものである。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	本研究は、国連機関の指導の下で標準化された質問票を用いて行われる5回目の研究であり、これまでの研究との経年比較及び国際的な比較という点で、他の研究機関では代替する研究の実施は困難である。
	3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A	10点	暗数調査は、定期的を実施して初めて認知件数及び暗数相互の経年比較が可能となるため、一定の周期で継続的に行うことが重要であり、既に第4回調査から5年が経過していることから、できるだけ早期に実施する必要がある。
効率性	4 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	調査対象者は、層化二段無作為抽出法により、約400か所の地点から全国の16歳以上の男女6,000人を抽出する予定であり、適切に代表性を確保した上、分析に十分な標本数が得られる見込みである。こうしたことから、研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切である。
	5 研究の実施体制・手法が適切であるか。	A	10点	刑事司法分野の実務家である法務省法務総合研究所の研究官が策定した調査計画に基づき、調査実施を委託した民間調査専門会社が調査を実施し、得られた調査結果を、統計学的に妥当な手法を用いて、法務省法務総合研究所の研究官が分析するものであり、研究の実施体制・手法は適切である。
	6 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	全国にまたがる対象者からの聞き取り調査及びその集計は、研究官等が自ら行うことが困難であることから、一般競争入札の手続を経て費用の削減に努めた上で、専門の調査業者に委託して実施する。また、集計されたデータの分析は、研究官等が既存の設備、備品等を活用して行い、特別な支出を要しない手法を採用する。 なお、これまでの4回の犯罪被害実態調査のうち第4回調査に限り、予算上の制約により、やむなく従来の訪問調査方式に代えて郵送調査方式をとったところ、同調査は費用面では安価であったものの、回収率が大きく下落した上、複数の設問において、「分からない」との回答が25%を超えたり、無回答が62.5%を記録するなどの回答の質的劣化が認められ、分析や経年比較に困難を来したことから、本研究では、従来から実施してきた訪問調査方式を採用した。 犯罪被害実態調査を継続的に行う重要性に鑑みて、本研究で採用する研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。
有効性	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されるか。	A	10点	犯罪被害の認知件数では把握されない犯罪の実態や被害申告率が低い犯罪の種類等を明らかにすることなどの暗数調査の結果について、研究部報告や犯罪白書を通じて定期的に公表することにより、刑事政策の立案を担当する部局の担当者に立案の基礎資料として活用されたり、大学の研究者による刑事政策に係る研究等において犯罪被害実態調査の結果が利用されるなど、今後も多様な場面において、犯罪被害実態調査の結果が大いに利用されることが見込まれている。

評点合計： 70点 / 70点